

TOYOTA

グリーン調達ガイドライン

2026 年 1 月

トヨタ自動車株式会社

目次

はじめに	3
トヨタ環境チャレンジ 2050	4
<参考情報> 第 8 次トヨタ環境取組プラン(2030 年目標)	5
本ガイドラインと仕入先サステナビリティガイドラインの繋がり	5
改訂内容の概要	6
お取引先様への依頼事項	7
1 カーボンニュートラル	9
1.1 カーボンニュートラル達成に向けたお願い	
1.2 納入製品のライフサイクルでの GHG 排出量の削減	
2 サーキュラーエコノミー	12
2.1 サーキュラーエコノミー推進に向けたお願い	
2.2 資源循環の推進	
3 ネイチャーポジティブ	14
3.1 ネイチャーポジティブに向けたお願い	
3.2 自然共生社会の構築	
3.3 水環境インパクトの削減	
4 環境マネジメントシステム	16
4.1 環境マネジメントシステムの構築	
4.2 ライフサイクル全体での環境マネジメントの推進	
4.3 化学物質の管理	

はじめに

トヨタは、「クルマづくりを通して社会に貢献する」という理念を創業の原点として、革新的かつ高品質な製品とサービスの提供を念頭に、社会の持続可能な発展への貢献に努めてまいりました。

その中で、近年、地球温暖化の進行や資源制約、生物多様性の損失など、地球環境をめぐる課題が一層顕在化しています。クルマづくりに携わる企業として、人と自然が共生する持続可能な社会の実現に貢献することを将来に対する重要な使命と捉え、トヨタは2021年にサステナビリティガイドラインを改訂し、トヨタの環境に関わる取組みの考え方へのご賛同をお取引様へお願いしてまいりました。

こうした考え方のもと、その具体化として、車両ライフサイクルに関わる原材料調達、部品製造、物流、走行などあらゆる領域での各種脱炭素アイテムの織込みに加え、お取引様からのさまざまなご提案も頂きながら、サプライチェーン全体で環境負荷低減と資源循環、生物多様性の保全・回復に主体的かつ意思を持って取り組んでおります。

トヨタの創業以来の普遍的な理念に加え、足下のこのような背景も踏まえ、お取引先様とともに社会の持続的な発展に貢献していくために、今回、「TOYOTA グリーン調達ガイドライン」を改訂しました。今回の改訂では、第8次トヨタ環境取組プラン(2030年目標)をベースに、カーボンニュートラル(CN)／サーキュラーエコノミー(CE)／ネイチャーポジティブ(NP)の三つの柱と環境マネジメントを軸に、その内容を充実させております。

トヨタは、これからもグローバルにクルマをお届けし続ける中で、人と自然が共生する持続可能なモビリティ社会と、幸せの量産の実現に挑戦してまいります。そのためにはお取引先様のご協力が不可欠であり、トヨタの理念並びに今回の改定の趣旨をご理解いただいた上で、今後ともより一層のお取組みをお願い申し上げます。

調達本部 本部長

熊倉和生

トヨタ環境チャレンジ 2050

2015 年に、トヨタの地球環境に対する 2050 年までの長期的な取り組みであるトヨタ環境チャレンジ 2050 を策定し、その後、これに基づくさまざまな取り組みを推進。

TOYOTA ENVIRONMENTAL CHALLENGE 2050



<参考情報>第8次トヨタ環境取組プラン(2030年目標)

環境チャレンジ 2050 実現に向けて、新たな5か年実行計画である第8次トヨタ環境取組プラン(2030年目標)を策定し、2026年4月より取り組みを開始予定。

従来からトヨタが重視する、カーボンニュートラル(Carbon Neutrality: CN)、サーキュラーエコノミー(Circular Economy: CE)、ネイチャーポジティブ(Nature Positive: NP)の3分野を柱に、17項目で目標を設定。

10の国・地域(北米、欧州、中国、アジア、インド、南米、南アフリカ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国)においても、これに沿った国・地域別の2030年目標を設定。

取り組み項目		2030年目標	
カーボンニュートラル(CN)	ライフサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ライフサイクルにおける台当たりGHG排出量を2019年度比30%削減 	
	Scope1,2	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動におけるGHG排出量を2019年度比47%削減 水素やCN燃料を含む、低炭素化技術の活用に取り組む 	
	再生可能エネルギー(電力)	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー(電力)導入率80% 	
	Scope3	<ul style="list-style-type: none"> 中期的なGHG削減を見据え、引き続き「輸送効率の向上」と「水素やCN燃料を含む低炭素技術の活用」に取り組む 	
	<ul style="list-style-type: none"> 新車の走行における台当たり平均GHG排出量を <ul style="list-style-type: none"> 乗用車・小型商用車: 2019年比33.3%削減 中型貨物車・大型貨物車: 2019年比11.6%削減 		
サーキュラーエコノミー(CE)	再生材	<ul style="list-style-type: none"> 〈Car-to-Car〉 2050年資源循環が最大化する社会構築を目指し、再生材使用率*1 30%以上を目指す(対象: 2030年以降の新型車平均) *1 車両重量ベース 	
	製品設計	<ul style="list-style-type: none"> サーキュラー製品設計*2の織り込み拡大 *2 解体性などを考慮した設計 	
	電池	<ul style="list-style-type: none"> 〈Car-to-Car〉 リデュース: 将来電池において、重要鉱物の使用量削減を目指す リユース: *中国における合併事業を皮切りに、各地域の事情に合わせたエコシステムの事業化の推進 <ul style="list-style-type: none"> 車載電池を品質・経済性が成り立つようリユースできる技術の開発に取り組む リサイクル: 電池 to 電池リサイクルサプライチェーンを構築し、Ni、Co、Liなど重要鉱物のリサイクル材活用を開始 	
	廃車適正処理	<ul style="list-style-type: none"> 〈100プロ〉 モデル施設(廃車適正処理施設)を起点とした資源循環への実証を開始 	
	廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の徹底的削減にグローバルで取り組み、環境性と経済性を両立しつつ、資源投入量と廃棄物量の最小化を目指す グローバル生産台数当たり工場廃棄物量を2019年度以下 	
ネイチャーポジティブ(NP)	自然共生	<ul style="list-style-type: none"> 自然と共生する拠点の拡大 環境NGOの支援、環境教育(社内外) オールトヨタ グリーンウェーブプロジェクトを推進 	
	水	水量	<ul style="list-style-type: none"> グローバル生産台数当たり工場取水量を2019年度以下(これまでも着実に削減してきたが、電池生産会社の連結化により使用量増加。2019年度以下を目指し、さらなる取り組みを推進。重点地域*3の工場での管理目標を設定) *3 外部評価において水不足や水質汚染の懸念がある地域
		水質	<ul style="list-style-type: none"> 重点地域の工場での管理目標を設定
環境マネジメント	環境教育	<ul style="list-style-type: none"> トヨタが目指す環境人材像をグローバルトヨタに浸透させる 	
	化学物質	<ul style="list-style-type: none"> 各国・各地域の法規動向を踏まえた管理徹底 	
	大気	<ul style="list-style-type: none"> 製品: 低排出ガス車の着実な導入とゼロエミッション車(ZEV)の導入・拡大によるさらなる改善 生産: 揮発性有機化合物(VOC)低減取り組みを継続し、業界トップレベルを維持 	
	リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 各国・各地域の環境法令遵守と環境リスクの未然防止活動の徹底強化 	

本ガイドラインと仕入先サステナビリティガイドラインの繋がり

トヨタは、企業が取り組むべき社会的役割として、2009年に「仕入先CSRガイドライン」を策定し、ともに活動することを願っていました。これを近年の社会情勢の変化と、持続可能な社会の実現のための自主的・積極的な企業の取り組みの重要性の高まりを踏まえ、2021年に「仕入先サステナビリティガイドライン」と名称変更および改訂を行いました。

この「グリーン調達ガイドライン」は、上記「仕入先サステナビリティガイドライン」の環境に関する詳細を補足する位置付けにあり、「トヨタ仕入先サステナビリティガイドライン遵守確認書」はこの内容をご理解頂いた証となりますので、本ガイドラインを熟読・理解頂き、お取り組み頂きたく願います。

改訂内容の概要

本ガイドラインは、「トヨタ環境チャレンジ 2050」をもとに近年の社会動向に合わせて改訂しました。改訂内容の概要は以下の通りです。

第8次トヨタ環境取組プランと合わせて「カーボンニュートラル」「サーキュラーエコノミー」「ネイチャーポジティブ」の3分野および、「環境マネジメントシステム」を柱として記載内容を再整理いたしました。また、上記プランを達成するためにCN・CE・NPの各項目でお取引先様へのお願い事項を記載しております。

1. カーボンニュートラル

温室効果ガス(Greenhouse Gas : GHG)排出量を削減する製品・サービスの開発や、拠点および物流におけるGHG排出量の削減をお願いします。

2. サーキュラーエコノミー

再生材を使用した製品開発をお願いします。また、サーキュラー製品設計※織り込み拡大に向けた開発をお願いします。

※:解体性等使用済み段階を考慮した設計、
修理交換性等繰り返し使用することを考慮した設計

3. ネイチャーポジティブ

1) 自然共生社会の構築

製品・サービス、拠点における生物多様性への配慮や、自然共生社会の構築に向けた各種取り組みをお願いします。

2) 水環境インパクトの削減

拠点において、水の使用による自然環境へのインパクト(影響)の削減をお願いします。

4. 環境マネジメントシステム(Environmental Management System : EMS)

1) 環境マネジメントシステムの構築

サプライチェーン全体のマネジメントを実施するために、皆様のお取引先様、並びにその先のお取引先様の環境マネジメントシステムの確認等をお願いします。また、環境マネジメント推進の際には、ライフサイクル全体の考慮をお願いします。

2) ライフサイクルアセスメント(Life Cycle Assessment : LCA)

Eco-VAS(LCA)対応を廃止しました。

3) 化学物質の管理

現在の運用に合わせた更新を行いましたので、ご対応をお願いします。

お取引先様への依頼事項

トヨタは環境に配慮した事業活動を心がけております。以下の依頼事項につきましては、具体的な実務の中で取り組み状況を適宜確認し、その結果を考慮の上、必要な改善等をお願いさせていただきますので各章の趣旨をご理解の上ご対応をお願いします。

なお、各国、各地域における法令の遵守は大前提としてお願いします。

<依頼事項一覧>

項目			対象のお取引内容	環境取り組みの対象		
				製品・サービス ※1	拠点 ※2	物流 ※3
1	CN	ライフサイクルでの GHG 排出量の削減	全て	○	○	○
2	CE	再生材の活用推進、サーキュラー製品設計の推進	全て	○	—	—
		梱包材、廃棄物のリサイクル推進	全て	○	○	○
3	NP	自然共生社会の構築 納入製品および拠点における生物多様性への配慮と自然共生の推進	全て	○	○	○
		水環境インパクトの削減 水資源、水質に対するインパクト削減	全て	—	○	—
4	EMS	環境マネジメントシステムの構築	全て	—	○	—
		ライフサイクル全体での環境マネジメントの推進	全て	○	○	○
		化学物質の管理				
		(1)車両用の「部品、用品、原材料、副資材、梱包、包装資材」に関する化学物質の管理(廃止、削減等)	委託車両、部品、用品、原材料、副資材、梱包、包装資材	○	—	○
		(2)トヨタの拠点で使用する「原材料、副資材、梱包、包装資材」等に関する化学物質の管理(廃止、削減等)	原材料、副資材 梱包、包装資材 設備、工事、清掃、造園	○	—	—
(3)お取引先様の事業活動における化学物質の管理(廃止、削減等)	全て	—	○	—		

※1: 製品・サービスは、納入いただく委託車両、部品、用品^{※4}、原材料、副資材^{※4}、梱包、包装資材^{※4}、設備、工事、清掃、造園^{※4}が該当(物流は※3に該当)

※2: 拠点は、工場、研究所、事務所、営業所、物流施設等、事業に関係する場所が該当(物流事業者やサービス提供事業者も含む)

※3: 物流は、トヨタへの納入物流と、トヨタからの委託物流^{※4}が該当

※4: お取引内容の分類は下記基本契約を参照

<基本契約によるお取引内容の分類>

お取引内容	該当する基本契約
a) 委託車両、部品、用品	「架装・改造基本取引契約」、「部品取引基本契約」締結のお取引先様
b) 原材料、副資材	「資材取引基本契約」締結のお取引先様
c) 梱包、包装資材	「資材取引基本契約」、「部品取引基本契約」締結の一部お取引先様 設備梱包作業を委託のお取引先様
d) 物流(トヨタからの委託)	「作業請負基本契約」締結の一部お取引先様(物流会社)
e) 設備、工事、清掃、造園	「機械・設備取引基本契約」、「工事請負基本契約」、「作業請負基本契約」締結のお取引先様

また、トヨタでは、お取引先様の環境窓口責任者を通じて各種の環境取り組みを推進させていただいております。新規お取引先様におかれましては、環境窓口責任者をご選任いただき、お取引先様の社内における各種取り組みの継続的な推進をお願いします。

1 カーボンニュートラル

トヨタではライフサイクル全体の GHG 排出量を評価し、削減に努めています。また、拠点(工場、研究所、事務所、営業所、物流施設等)においても全世界の連結会社を含めて高い目標を設定し、各種の環境改善に取り組んでいます。お取引先様においても、製品・サービスのライフサイクルでの評価や拠点における目標設定等、積極的な GHG 排出量削減の取り組みをお願いします。

1.1 カーボンニュートラル達成に向けたお願い

2030 年ライフサイクルにおける GHG 排出量を 30%削減(2019 年比)

2050 年ライフサイクルにおける GHG 排出量をカーボンニュートラル

トヨタでは上記目標を掲げており、その達成に向けて、製品の軽量化等による原材料の使用量削減、製造時の GHG 排出量の少ない原材料の活用促進、再生材の活用促進、生物・植物由来原料の活用促進、省エネ化推進、再生可能エネルギーの採用、等 GHG 排出量の削減をお願いします。

1.2 納入製品*のライフサイクルでの GHG 排出量の削減

※:サービスも含む

ライフサイクル全体(下記のライフサイクル①~⑦)を考慮いただき、GHG 排出量の削減に寄与する設計・開発・提案をお願いします。

<製品のライフサイクルの例>



a) 購入資材における GHG 排出量の削減(ライフサイクル①)

下記等の取り組みを実施いただき、お取引先様の購入資材(最上流から製造まで)の GHG 排出量の削減をお願いします。

- ・製品の軽量化等による原材料の使用量削減
- ・製造時の GHG 排出量の少ない原材料の活用促進
- ・再生材の活用促進
- ・生物・植物由来原料については、生物多様性へ配慮をしつつ活用促進
(3. ネイチャーポジティブ、3.2 自然共生社会の構築をご参照ください)
- ・省エネ化推進
- ・再生可能エネルギーの採用

b) 拠点における GHG 排出量の削減(ライフサイクル②)

お取引先様の生産における、GHG 排出量の実績管理と削減をお願いします。なお、拠点全体の GHG 排出量実績、排出量の削減取り組み等を確認させていただきます(対象のお取引先様には個別に連絡いたします)。

c) 物流における GHG 排出量の削減(ライフサイクル③、⑤)

お取引先様の納入物流およびトヨタからの委託物流の GHG 排出量の削減をお願いします。

1) お取引先様の納入物流(③)

トヨタへの納入物流の GHG 排出量の削減をお願いします。必要に応じて取り組み状況を確認させていただきます。

2) トヨタからの委託物流(⑤)

確実に削減を進めていくために、月々の実績および原単位となる指標(燃料使用量、走行距離、燃費等)の把握および、活動推進状況の定期報告(毎月月初に前月分を指定帳票にて提出)をお願いします。

d) 使用における GHG 排出量の削減(ライフサイクル⑥)

納入製品の設計・開発段階において、完成車の走行時の GHG 排出量の削減に寄与する(燃費改善等)製品の設計・開発をお願いします。

e) 廃棄・リサイクルにおける GHG 排出量の削減(ライフサイクル⑦)

納入製品の設計・開発段階において、お取引先様の製品が廃棄・リサイクルされる際の GHG 排出量の削減に寄与する製品の設計・開発をお願いします。

(2.1.b)サーキュラー製品設計の織り込み拡大もご参照ください。)

f) フロン類排出量の削減(ライフサイクル②、④)

お取引先様の拠点や納入製品においてフロン類を使用しているお取引先様は、低 GWP フロン類およびノンフロンへの転換等の対応をお願いします。

(日本国内では、低 GWP フロン類やノンフロンへの転換を促す「フロン類の使用の合理化および管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」が 2015 年 4 月より施行されています。)

g) 納入設備における GHG 排出量の削減(ライフサイクル④)

納入いただく生産設備に関して、GHG 排出量の削減(エネルギー効率の向上)に寄与する設計・開発・提案をお願いします。

項目		対象のお取引内容
1.2.a	購入資材における GHG 排出量の削減(ライフサイクル①)	全て
1.2.b	拠点における GHG 排出量の削減(ライフサイクル②)	全て
1.2.c	物流における GHG 排出量の削減(ライフサイクル③、⑤)	1)部品、用品、原材料、副資材、設備 2)物流
1.2.d	使用における GHG 排出量の削減(ライフサイクル⑥)	委託車両、部品、用品 原材料、副資材
1.2.e	廃棄・リサイクルにおける GHG 排出量の削減(ライフサイクル⑦)	全て
1.2.f	フロン排出量の削減(ライフサイクル②、④)	フロン
1.2.g	納入設備における GHG 排出量の削減(ライフサイクル④)	設備

2. サーキュラーエコノミー

トヨタでは日本の自動車リサイクル法や欧州 ELV 指令、欧州サーキュラーエコノミー政策等、国内外における法規制対応に加えて、再生材の活用、リサイクルを考慮した設計、拠点における廃棄物削減活動等、資源循環に関する取り組みを推進しております。お取引先様にも資源循環に関する取り組みにご協力をお願いします。

2.1 サーキュラーエコノミー推進に向けたお願い

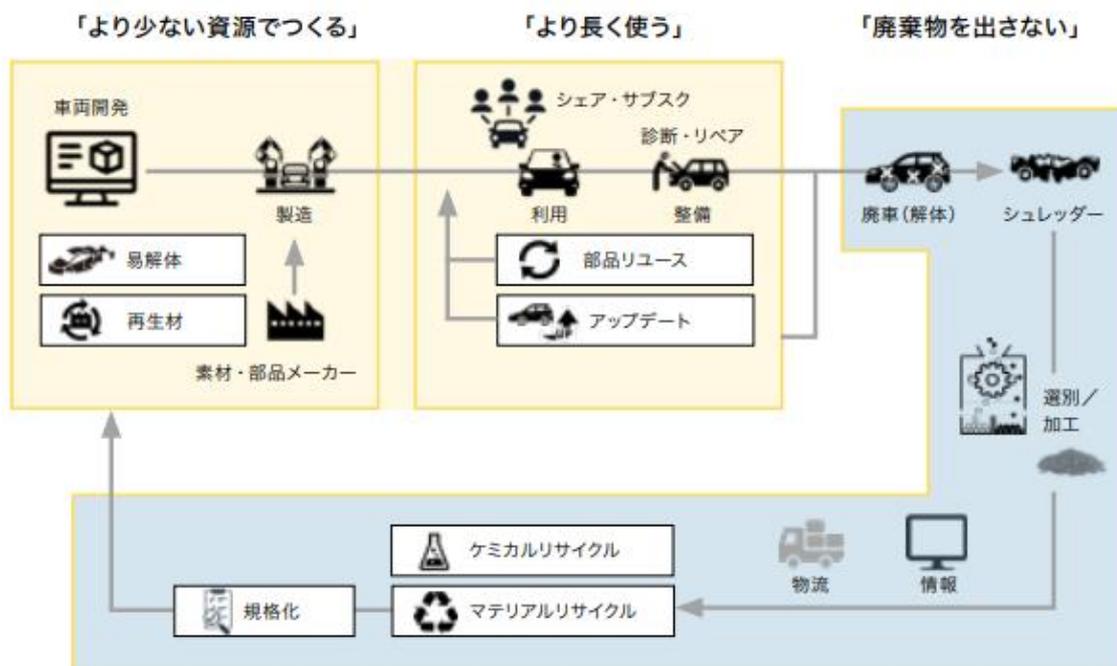
2050年資源循環が最大化する社会構築を目指し、再生材使用率 30%以上を目指す

(対象:2030年以降の新型車平均)

トヨタでは上記目標を掲げており、その達成に向けて開発完了した再生材は随時適切な部品に速やかに織込みを実施し、再生材使用率の最大化をお願いします。

2.2 資源循環の推進

製品における資源の使用量削減や、製品使用後の解体性等を考慮した製品の開発等、トヨタへの提案をお願いします。また、拠点における廃棄物の削減やリサイクルもあわせてお願いします。



a) 納入製品における資源の使用量削減の推進

資源の使用量を削減するために、下記等の技術開発および、トヨタへの提案をお願いします。なお、必要に応じて、再生材の使用率を確認させていただきます。

- ・再生材の活用促進
- ・枯渇性資源の削減、代替材料の活用促進

- ・クローズドループリサイクルの促進
 - ・生物・植物由来原料については、生物多様性へ配慮をしつつ活用促進
- (3. ネイチャーポジティブ、3.2 自然共生社会の構築をご参照ください)

b) サーキュラー製品設計の織り込み拡大

サーキュラー製品設計・開発において下記を考慮したトヨタへの提案をお願いします。

- ・解体性
- ・修理交換性
- ・長寿命
- ・リサイクル性(単一素材化、材料循環性)

c) 拠点における廃棄物の削減とリサイクルの推進

拠点における廃棄物についても、削減とリサイクルの推進をお願いします。必要に応じて取り組み状況を確認させていただきます。

d) 梱包、包装資材の管理

包装材の各国・地域法規対応に加え、リサイクルの推進をお願いします。

項目		対象のお取引内容
2.2.a	納入製品における資源の使用量削減	全て
2.2.b	サーキュラー製品設計の織り込み拡大	全て
2.2.c	拠点における廃棄物の削減とリサイクルの推進	全て
2.2.d	梱包、包装資材の管理	物流、委託車両、部品、用品、 原材料、副資材

3. ネイチャーポジティブ

トヨタは、あらゆる事業活動を通じ環境保全に努め、環境と経済を両立する技術の開発と普及に取り組むとともに、社会の幅広い層との連携を図り、人類と自然が共生する調和ある成長を目指しています。

3.1 ネイチャーポジティブに向けたお願い

自然共生社会の構築

納入製品※、拠点における生物多様性への配慮や、自然共生社会の構築に向けた各種取り組みをお願いします。

※: サービスも含む

水環境インパクトの削減

拠点において、水の使用による自然環境へのインパクト(影響)の削減をお願いします。

3.2 自然共生社会の構築

事業活動において原材料の採取や水の利用等自然から多くの恵みを受けている一方で、GHG 排出や排水、土地利用等、さまざまな形で自然へ負荷を与えています。お取引先様の皆様におかれましても、生物多様性に対して最大限ご配慮いただき、自然共生社会の構築に向けた取り組みをお願いします。

下記を考慮し、納入製品※および拠点における生物多様性や自然への影響の最小化をお願いします。また、生物多様性保全・回復に貢献する製品の提案をお願いします。

※: サービスも含む

a) 納入製品における生物多様性への配慮

原材料まで遡り、生物多様性への影響を最小化した製品の開発をお願いします。特に生物・植物由来原料を使用する場合は生物多様性への十分な配慮をお願いします。必要に応じて原材料の生産における生物多様性への影響を確認させていただきます。天然ゴム使用のお取引先様は「持続可能な天然ゴム調達方針」をご確認をお願いします。

b) 拠点における生物多様性への配慮

生物多様性に関する環境方針の策定、開発等における自然への影響の最小化をお願いします。必要に応じて取り組み状況を確認させていただきます。また、自然の保全・回復に取り組む地域、団体等との協働・連携も含め、自然環境をより良くする活動の実施をお願いします。

c) カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、環境マネジメントシステムの取り組み推進による自然との共生

「1.カーボンニュートラル」「2. サーキュラーエコノミー」「4. 環境マネジメントシステム」の取り組みを推進することで、間接的に自然共生社会の構築につながります。従って1、2、4の取り組みについても自然共生社会の構築を念頭に取り組みの強化をお願いします。

項目		対象のお取引内容
3.2.a	納入製品における生物多様性への配慮	全て
3.2.b	拠点における生物多様性への配慮	全て
3.2.c	上記1、2、4の取り組み推進による自然との共生	全て

3.3 水環境インパクトの削減

「水」は事業継続に欠かせない重要な資源です。トヨタでは「水量」「水質」に対するインパクト(影響)の削減を推進しています。各国、各地域の水環境事情や水リスクに応じて、具体的な取り組みとしては、「水使用原単位削減のための技術開発と導入」、「水再利用・循環システムの構築」等を進めております。お取引先様におかれましても、水環境インパクトの削減をお願いします。

各国、各地域の水環境事情を考慮し、拠点における水リスクを量と質の観点から評価した上で、下記等の取り組みをご実施いただき、水環境インパクト(影響)の削減をお願いします。

- ・水使用量削減
- ・雨水の利用
- ・工場等での水の循環利用
- ・排水の水質向上
- ・取水源の保全

水リスクとその対策および水使用実績等を確認させていただきます(対象のお取引先様には個別に連絡いたします)。

項目		対象のお取引内容
3.3	拠点における「水資源」「水質」に対するインパクト削減	全て

4. 環境マネジメントシステム

4.1 環境マネジメントシステムの構築

トヨタは、環境保全活動を組織的に管理し、継続的改善に取り組んでいます。お取引先様においても、環境保全活動を推進し継続的な改善が実現できる環境マネジメント体制の構築をお願いします。

環境マネジメントの確実な推進のために、トヨタでは複数拠点で「ISO14001」等^{※1}の環境マネジメントシステム外部認証の取得をしております。お取引先様におかれましても、外部認証の取得・継続更新の検討をお願いします。外部認証の取得状況については、適宜確認させていただきます。

なお、サプライチェーン全体のマネジメントを実現するために、皆様のお取引先様への環境マネジメントシステムの確認、助言、指導と、その先のお取引先様への必要に応じた展開、啓発をお願いします。

※1: 該当する規格については都度ご相談願います

項目	対象のお取引内容	
4.1	環境マネジメントシステム体制の構築	全て

4.2 ライフサイクル全体での環境マネジメントの推進

トヨタではクルマのライフサイクル各段階の環境負荷の評価、削減に努めています。お取引先様でも開発段階からライフサイクル全体を考慮いただき、環境負荷削減となる取り組みをお願いします。

a) 納入製品のライフサイクル全体を考慮した環境マネジメントの推進

納入製品のライフサイクル全体について、「1.カーボンニュートラル」「2.サーキュラーエコノミー」「3.ネイチャーポジティブ」「4.環境マネジメントシステム」の内容をご考慮いただき、環境負荷削減のための環境マネジメントの推進をお願いします。

b) 納入材料・部品のライフサイクルアセスメント対応

ライフサイクルアセスメントの対象となるお取引先様には、ご提出の協力を頂くデータ等の詳細をトヨタ担当窓口よりご相談させていただきます。

項目	対象のお取引内容	
4.2.a	納入製品のライフサイクル全体を考慮した環境マネジメントの推進	全て
4.2.b	納入材料・部品の LCA 対応	全て(Tier1 の皆様)

4.3 化学物質の管理

トヨタは、欧州 ELV、欧州 REACH、日本 化審法、日本 容器包装・容器包装廃棄物規則(PPWR)等、国内外における法規制に先行し化学物質の管理(廃止、削減等)およびリサイクル率の向上への取り組みを推進しています。対象のお取引先様には、下記項目に関する関連法令・トヨタ標準類・各種品質管理業務要領に沿った製品の納入や使用実績の報告等をお願いします。

(1)委託車両、車両用の「部品、用品、原材料、副資材^{※2}」(これらの製品の梱包、包装資材を含む)に関する化学物質の管理(廃止、削減 等)

※2: 原材料、副資材(マジック、スタンプ、ラベル 等)のうち、車両の一部になるもの
開発・設計・生産準備・量産段階、梱包、包装資材の化学物質の管理(廃止、削減等)と、樹脂・ゴム部

品の材質表示をお願いします。

a) 開発・設計・量産段階における化学物質の管理(廃止、削減 等)

・化学物質の廃止・削減および使用情報の管理は、トヨタ技術標準「環境負荷物質の管理方法(TSZ0001G)」に従い、実施してください。

・部品、原材料が新たに設定されたり、材料変更が発生した場合、全ての対象部品、原材料に対し、期日までに材料・化学物質データのIMDS入力を確実に実施してください。

・「環境負荷物質の管理方法(TSZ0001G)」は、各国の法規動向やトヨタ方針に合わせて1回/年を目処に改訂しますので、最新版をご使用下さい。

・トヨタは、化学物質・リサイクル率管理のツールとして、IMDSによる材料データ管理をグローバルに進めています。IMDSの入力方法は、「IMDS ユーザーマニュアル」、「トヨタ IMDS 入力マニュアル」をご参照ください。

・トヨタから個別に部品、原材料、副資材に対し、材料・化学物質データ調査をお願いした際は、TSZ0001G 遵守、IMDS入力を指定期日までに確実に実施下さるようお願いいたします。

・開発・設計・生産準備・量産段階に、必要に応じてお取引先様の工程監査を実施します。

・IMDSにてご報告いただいた内容と異なることがないよう、お取引先様が購入される部品、原材料、副資材の管理や、製造工程での混入防止を実施してください。必要に応じてデータの提出をお願いさせていただきます。

b) 梱包、包装資材の化学物質の管理

「仕入先梱包材化学物質管理マニュアル」(LMS SAZ0001n)に従い、対応をお願いします。梱包、包装資材の設定時は上記TSZ0001Gに規定した禁止・制限物質を含有しないよう材料選定をお願いします。

c) 樹脂・ゴム部品の材質表示

本件に関わる法規は欧州に始まり拡大の傾向にあります。トヨタは1992年より国際統一規格に対応した材質表示を仕向地によらず導入しています。100g以上の樹脂部品・200g以上のゴム部品を対象としていますが、対象質量以下の部品についても可能な限り表示をお願いします。

(2)トヨタの拠点で使用する「原材料・副資材^{※3}、梱包、包装資材^{※4}」等に関する化学物質の管理(廃止、削減 等)

※3: 大気や水質へ排出されるもの、廃棄物として移動するもの、取扱・加工する際に作業者が暴露するもの(詳細はTMR SAS0120nをご覧ください)

※4: 梱包、包装資材のうち、トヨタの物流拠点へ納入するもの
近年、労働安全衛生法、化学物質排出把握管理促進法(化学物質排出移動量届出制度(Pollutant Release and Transfer Register: PRTR))、水質汚濁防止法、大気汚染防止法等、生産活動や拠点で使用する化学物質の管理の重要性も高まっています。トヨタでも上記管理に基づき実施していくにあたり、対象のお取引先様には、下記項目に関する関連法令・トヨタ標準類に沿った原材料・副資材、梱包、包装資材の納入や情報提供等をお願いします。

a) 納入・持込み材料の化学物質の管理

納入・持込み材料(含む設備に付帯する油剤、農薬等の薬剤)に、トヨタ標準(TMR SAS0126n)に示す使用禁止物質を含有しないようお願いします。

b) 原材料・副資材の化学物質の管理

原材料、副資材の新規採用計画時には、納入材料の成分調査結果「納入資材成分報告書」および「安全データシート(SDS)」等事前検討に必要な情報を、製品登録システム(PRTR WORLD:日立製作所)に入力をお願いします。入力後、付与された製品識別コード(グローバル ID)を採用計画部署へ連絡して頂きますようお願いいたします。

労働安全衛生法第 57 条の 2 に基づき、納入時は「安全データシート(SDS)」の交付をお願いします※4。また、内容変更時は速やかに通知し、「人体に影響を及ぼす作用」は 5 年ごとに確認、変更があれば 1 年以内に更新をお願いします。

※4: 罰則規定あり(労働安全衛生法 第 119 条)

c) 梱包、包装資材の化学物質の管理

「仕入先梱包材化学物質管理マニュアル(LMS SAZ0001n)」に基づいて、梱包、包装資材に使用禁止物質が含有されていないことを確認し、「11 禁止物質非含有確認書」の提出等のご対応をお願いします。

(3)お取引先様の事業活動における化学物質の管理(廃止、削減 等)

(1)(2)に加えて、お取引先様の事業活動における、化学物質の管理(廃止、削減等)もお願いします。

- ・揮発性有機化合物 (Volatile Organic Compounds : VOC) 排出量の低減
- ・PRTR 制度対象物質排出量の削減

項目		対象のお取引内容
4.3.1(a)	開発・設計・量産段階における化学物質の管理(廃止、削減等)	委託車両、部品、用品、原材料、副資材
4.3.1(b)	梱包、包装資材の化学物質の管理	委託車両、部品、用品、原材料、副資材
4.3.1(c)	樹脂・ゴム部品の材質表示	委託車両、部品、用品
4.3.2(a)	納入・持込み材料の化学物質の管理	原材料、副資材、設備、工事、清掃、造園
4.3.2(b)	原材料・副資材の化学物質の管理	原材料、副資材
4.3.2(c)	梱包、包装資材の化学物質の管理	梱包、包装資材
4.3..3	お取引先様の事業活動における化学物質の管理(廃止、削減等)	全て

<化学物質管理の潮流>

2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(ヨハネスブルクサミット)、2006年のSAICM(戦略的
化学物質管理アプローチ)採択等を受け、世界的に化学物質管理規制が拡大しています。化学物質規制
の国際的流れとしては、個々の物質の有害性のみ注目していた「ハザード管理」から、人や動植物にど
れだけ影響を与えるかを加味した「リスク管理」へと変わってきています。そのため、どのような状況で化学
物質が用いられるかということまで考慮する必要が出てきました。化学物質規制については日本の化審
法、欧州のELV指令、REACH規則等があるほか、北米・アジアでも独自の規制を設けています。
このような化学物質の規制では、企業は製品中の化学物質の含有情報収集とサプライチェーンの管理が
求められています。

<参考>化学物質関連の依頼事項一覧

「4.3 化学物質の管理」に関する依頼事項を下記の表にまとめましたので、ご確認いただき、ご対応をお願いします。

○：対象製品/サービスの全て、△：対象製品/サービスの一部（対象のお取引様には弊社から個別に連絡します）

要求項目		対象製品/サービス			
		委託車両、部品、原材料（※1）	原材料・副資材（※2）	用品	
各国法規及びトヨタ標準類の遵守	対象	○	○	○	
	標準類	TSZ0001G 「環境負荷物質の管理方法」	TMR SAS0120n 「環境保全事前検討制度の運用要領」 TMR SAS0121n 「納入資材成分報告指定リスト」 TMR SAS0125n 「納入資材成分報告書記入要領」 TMR SAS0126n 「原材料・副資材への使用禁止物質」 労働安全衛生法57条	TSZ0001G 「環境負荷物質の管理方法」	
製品管理	化学物質使用状況報告	対象	○	○	
		時期	個別依頼時 部品/材料新設時 部品/材料構成材変更時	新規採用計画時	個別依頼時 用品新設時 用品構成材変更時
		帳票	IMDS	SDS 納入資材成分報告書	IMDS
		ツール	IMDS	PTRT WORLD (日立製作所)	IMDS
	購入部品/材料の管理、製造工程での混入防止	対象	△	○	○
		時期	生産準備段階～生産終了	生産準備段階～生産終了	生産準備段階～生産終了
	検査データの提出	標準類	号口部品SQAM 材料SQAM	-	用品SQAM
		対象	△	-	△
	トヨタによる工程監査の実施	時期	要求時 初品/設計変更時/工程変更時 ※詳細は個別指示による	-	要求時 初品/設計変更時/工程変更時 ※詳細は個別指示による
		対象	△	-	△
トヨタによる工程監査の実施	時期	開発時 設計時 生産準備時 量産時	-	個別依頼時	

要求項目		対象製品/サービス			
		補給部品	梱包・包装資材（※3）	設備、工事、清掃、造園	
各国法規及びトヨタ標準類の遵守	対象	○	○	△	
	標準類	TSZ0001G 「環境負荷物質の管理方法」 ※号口部品に準じる	TSZ0001G 「環境負荷物質の管理方法」 LMS SAZ0001n 「仕入先梱包材化学物質管理マニュアル」	MMR SOM6003n 「機械設備給油・潤滑基準書、潤滑剤 標識取扱い要領」（消耗性材料） UMS BMG0010n 「芝生の維持管理要領」 TMR SAS0126n 「原材料・副資材への使用禁止物質」	
製品管理	化学物質使用状況報告	対象	○	○	
		時期	個別依頼時 補給部品新設時 補給部品構成材変更時	初品/設計変更時	-
		帳票	・IMDS, SDS ・EDS（個別依頼時）	個別帳票 ・11禁止物質非含有確認書 ・REACH予備登録確認書	-
		ツール	・IMDS ・SDS/EDS（メール）	紙（メール）	-
	購入部品/材料の管理、製造工程での混入防止	対象	○	-	-
		時期	生産準備段階～生産終了	-	-
	検査データの提出	標準類	号口部品SQAM 材料SQAM 補給部品SQAM	-	-
		対象	△	-	-
	トヨタによる工程監査の実施	時期	要求時 初品/設計変更時/工程変更時 ※詳細は個別指示による	-	-
		対象	△	△	-
トヨタによる工程監査の実施	時期	個別依頼時	個別依頼時	-	

※1：原材料のうち、車両の一部になるもの

※2：弊社の拠点で使用時に、大気や水質へ排出されるもの、廃棄物として移動するもの、取扱・加工する際に作業者が暴露するもの（詳細はTMR SAS0120nをご覧ください）

※3：梱包・包装資材のうち、輸出する部品、用品、補給部品用

上記に加えて、お取引先様の事業活動における「VOC 排出量の削減」「PRTR 対象物質排出量の削減」も
お願いします。トヨタ標準類の入手方法は、トヨタ各担当部署にお問い合わせ願います。

SQAM(Supplier Quality Assurance Manual)には化学物質関連の依頼事項を記載しておりますので、適
宜ご参照ください。

樹脂・ゴム部品に関する依頼事項は P17 をご参照ください。

〈補足〉

- 1.お取引先様からご提供いただいた報告書等の書類は、外部へ公表する事はありません。
- 2.本ガイドラインの内容は、法規制、社内規程等の改訂により、変更する場合がありますので、下記のトヨタ自動車(株)ホームページで随時ご確認をお願いします。

サステナビリティ関連方針・ガイドライン

https://global.toyota.jp/sustainability/report/policies_guidelines/?padid=ag478_from_header_menu

- 3.本ガイドラインに関してのご質問は、グリーン調達ガイドライン担当窓口までお願いします。

(Eメールアドレス:at-kankyo@mail.toyota.co.jp)

発行部署
調達本部
環境エンジニアリング部
発行／2026年1月